

2021 年度事業計画

社会福祉法人 岡崎市福祉事業団

目 次

I 3か年計画

【1】法人運営	1
【2】高齢サポート課	2
【3】障がいサポート課	6

II 単年度計画

【1】法人運営

1. 実施事業	9
2. 理事会・評議員会の開催予定	9
3. 監事監査の実施予定	10
4. 研修計画	10
5. 地域における公益的な取組み	10
6. 重点取組事項	11

【2】高齢サポート課

1. 高齢サポート課総務班	12
2. 老人福祉センター	13
3. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）	15
4. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）	18
5. ヘルパーステーション岡福（訪問介護（高齢者）、居宅介護・重度訪問介護（障がい児・者）、産前産後ホームヘルプサービス）	20
6. 養護老人ホーム	22
7. 居宅介護支援事業所	24
8. 地域包括支援センター	26
9. 要介護認定調査事業	28
10. 法人後見事業	29
11. 福祉人材育成事業	30
12. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）	31

【3】障がいサポート課

1. 障がいサポート課総務班	33
2. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）	34
3. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）	36
4. そだちの家（生活介護）	38
5. にじの家（生活介護、日中一時支援）	40
6. みなの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）	42
7. 友愛の家（地域活動支援センター）	44
8. 福祉の村相談支援事業所	45

9. こども発達支援センター（児童発達支援センター、岡崎市療育的支援事業、 日中一時支援、保育所等訪問支援）・・・・・・・・・・・・・・・・	46
10. こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）・・・・	49
11. こども発達センター等管理事業・・・・・・・・・・・・・・・・	51
12. 放課後等デイサービスあずき・・・・・・・・・・・・・・・・	52
13. こども支援センターみどり（児童発達支援、放課後等デイサービス）・・・・	53

I 3か年計画

【1】法人運営

1. 経営方針

社会福祉法人として、透明性、公正性の高い組織統治を行うため、経営組織のガバナンス及び財務規律の強化を図り、安心、安全な福祉サービスを提供する。また、地域における福祉サービスの中核的役割を担うため、地域福祉のニーズに応える事業活動を積極的に展開し、地域に根ざした、頼られる事業団を目指す。

2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内 容
2021 年度	・ 理事、監事、評議員任期満了に伴う選任 ・ 評議員選任解任委員任期満了に伴う選任
2022 年度	・ 厚生年金保険・健康保険の適用対象者の拡大 ・ 新規大卒者が減少傾向へ
2023 年度	・ 理事、監事任期満了に伴う選任 ・ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始

3. 重点取組事項

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
定年退職年齢の検討	情報収集	検討	⇒
職員採用方法の見直し	検討	実施	⇒
職員育成体制の見直し	検討	準備	実施
ホームページの全面リニューアル	作成	実施	⇒
福祉避難所受入れ体制の確立	検討	協議	実施
会計監査人の設置	情報収集	準備	⇒
厚生年金保険・健康保険の適用対象者拡大	準備	実施	⇒
適格請求書等保存方式への移行	情報収集	準備	実施

【2】高齢サポート課

1. 経営方針

専門職としてのノウハウを活かした質の高いサービスを提供するとともに、利用者が望む多様な福祉サービスの個別ニーズへの対応を積極的に行う。また、入所、通所、訪問の各サービス提供事業と相談援助事業の連携を強化するとともに、介護予防、認知症予防に重点を置きつつ、各地域で必要とされる要支援、要介護サービスを継続的に展開する。更に、安定した事業運営を目的に、収支バランス、公益的な視点などから事業の継続について検証し、収益性の向上を図る。

2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新等）

年度	内 容
2021 年度	・ 介護保険制度改正・介護報酬改定 ・ 第4期指定管理期間開始（2021～2025 年度） ・ 第8期岡崎市地域包括ケア計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（2021～2023 年度）開始
2022 年度	・ 第4次岡崎市地域福祉計画開始
2023 年度	・ 介護保険制度改正・介護報酬改定に向けた情報収集
その他	・ 65 歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。 ・ 世帯主が 65 歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。 ・ 2025 年を目途に、「地域包括ケアシステム」の構築を継続して実現していく。 ＊自立支援・重度化防止 ＊医療・介護の連携 ・ 2025 年を目途に、認知症施策を「共生」「予防」の両輪ですすめていく。 ＊運動や適切な食事、人との交流による発症予防 ＊周囲や地域の力で生活上の困難を減らし、幸せに暮らせる基盤づくり ・ 今後、「地域共生社会」の構築の実現に向け、地域づくりを強化していく。 ＊地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 ＊住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりを支援 ＊世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、総合的な支援体制づくりの推進 ・ 2025 年（団塊の世代が 75 歳以上となる）と 2040 年（団塊ジュニアの世代が 65 歳以上となる）の人口構造の変化により、人手不足が懸念される。 ＊生産性の向上 ＊人材育成

3. 重点取組事項

(1) 高齢サポート課総務班

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
次期指定管理業務の方向性決定	検討	協議	提案
短期集中型通所サービスの運営方法の見直し	検討	協議	実施
I C T（情報通信技術）の活用支援	実施	⇒	⇒
スキルアップ研修計画の更新	更新	実施	⇒

(2) 老人福祉センター

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地域福祉活動の推進	実施	⇒	⇒
来館者の満足度向上を目指した運営	実施	⇒	⇒
S N S（ソーシャルネットワークサービス）などを活用した広報の拡大	検討	実施	⇒
老人福祉センターの在り方についての岡崎市への提案	検討	協議	提案

(3) デイサービスほほえみ

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
自立支援を軸とするプログラムへの見直し	検討	実施	⇒
介護者支援サービスの新設	検討・実施	⇒	⇒
介護ロボット（移乗支援）の導入	検討・試行	導入	⇒
短期集中型通所サービスの収益の安定化	実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	検討・実施	⇒	⇒

(4) デイサービスほのぼの

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
若年性認知症に特化したプログラムの構築	検討	実施	⇒
認知症の理解を目的とした地域連携の強化	検討	実施	⇒
介護ロボット（コミュニケーション支援）の導入	検討・試行	導入	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	検討・実施	⇒	⇒

(5) ヘルパーステーション岡福

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
人材育成の強化	実施	⇒	⇒
新たな加算の算定	検討・実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	検討・実施	⇒	⇒
保険外訪問サービスの提供	実施	⇒	⇒

(6) 養護老人ホーム

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
感染予防対策（新型コロナウイルス）の取組み	実施	⇒	⇒
社会復帰に向けた支援の実施	実施	⇒	⇒
短期保護事業における新たな加算の算定	協議	⇒	実施

(7) 居宅介護支援事業所

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実施	実施	⇒	⇒
複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化	実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	検討・実施	⇒	⇒

(8) 地域包括支援センター

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みの推進	実施	⇒	⇒
地域ケア会議などの充実	実施	⇒	⇒
複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化	実施	⇒	⇒
人材育成の強化	実施	⇒	⇒

(9) 要介護認定調査事業

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
収支バランスのとれた事業運営	検討	実施	⇒

(10) 法人後見事業

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
安定した支援体制の構築	検討	実施	⇒

(11) 福祉人材育成事業

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
開催研修の見直し	検討	準備	実施
地域に向けての勉強会などの実施	検討	準備	実施

(12) 年金者住宅ゆとりの里

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
オプションサービスの見直し	検討・実施	⇒	⇒
施設修繕計画の策定	調査・検討	実施	⇒
広報活動の充実	検討・実施	⇒	⇒
身体機能の維持及び健康面の支援の継続	実施	⇒	⇒

【3】障がいサポート課

1. 経営方針

希望の家・のぞみの家・そだちの家・にじの家・みのりの家の5施設は、2021年度が岡崎市から譲渡を受けた初年度となり、また、こども発達支援センターは、指定管理更新の初年度となる。このため、今まで以上に透明性が高く、利用者に求められる運営や管理を行う必要がある。収入と支出のバランスについても意識を高め、計画性の高い経営を行うよう努める。

2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内 容
2021 年度	・障がいサポート課5施設（希望の家・そだちの家・のぞみの家・にじの家・みのりの家）譲渡初年度 ・こども発達支援センター第2期指定管理期間開始（2021～2025 年度） ・障害者総合支援法及び児童福祉法報酬改定 ・あいち健康福祉ビジョン（障害者計画含む）改定 ・第6期愛知県障害福祉計画（2021～2023 年度）開始 ・第2期愛知県障害児福祉計画（2021～2023 年度）開始 ・第5次岡崎市障がい者基本計画（2021～2026 年度）開始 ・第6期岡崎市障がい福祉計画（2021～2023 年度）開始 ・第2期岡崎市障がい児福祉計画（2021～2023 年度）開始
2022 年度	・第4次岡崎市地域福祉計画開始
2023 年度	・障害者総合支援法及び児童福祉法報酬改定に向けた情報収集
その他	・岡崎市の身体障がい者手帳所持者は、約 11,500 人でほぼ横ばい傾向であり、65 歳以上が 68.1%で65 歳未満は減少傾向にあるが、65 歳以上は増加傾向にある。 ・岡崎市の療育手帳所持者は約 3,000 人で年々増加傾向にある。18 歳以上 65 歳未満が約 1,900 人（62.8%）と最も多いが、全年齢増加傾向にある。 ・岡崎市の精神障害者保健福祉手帳所持者は約 3,900 人で増加傾向にあり、18 歳以上 65 歳未満が約 3,000 人（78.2%）と最も多いが、全年齢増加傾向にある。 ・難病患者などについては、2019 年の約 2,000 人から約 1,900 人と減少傾向にある。（岡崎市障がい者基本計画より）

3. 重点取組事項

(1) 障がいサポート課総務班

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
課内長期修繕計画の作成	調査・作成	⇒	⇒
保守契約業務などの見直し	調査・整理	⇒	実施
I C T（情報通信技術）化の実施	検討・調査	協議・調整	実施
新規事業・加算についての計画作成	調査・検討	⇒	具体化

(2) 希望の家

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
事業の方向性についての見直し	調査	調整・検討	実施
送迎拡大	調査・整理	実施	⇒

(3) のぞみの家

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
事業の方向性についての見直し	調査	調整・検討	実施
送迎拡大	調査・整理	実施	⇒

(4) そだちの家

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
事業の方向性についての見直し	調査	調整・検討	実施
送迎拡大	調査・整理	実施	⇒

(5) にじの家

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規利用者獲得手法の整理	調査・整理	協議	実施
医療機関など地域連携の強化	実施	⇒	⇒

(6) みのかの家

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
業務内容の見直し	検討	実施	⇒
宿直体制の確立	検証・実施	⇒	⇒

(7) 友愛の家

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規登録者獲得手法の強化	調査・整理	協議	実施
実施サービスの見直し	調整・整理	実施	⇒

(8) 相談支援事業所

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
関係機関との連携強化	実施	⇒	⇒
人材育成の強化	計画作成	実施	⇒

(9) こども発達支援センター

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
指定管理検証	検証	⇒	⇒
人材育成の強化	計画作成	実施	⇒

(10) こども支援センターすだち

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
人材育成の強化	調査・検討	実施	⇒
サービス基本方針の見直し	検討・作成	実施	⇒

(11) こども発達センター等管理事業

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
有料施設の利用促進	実施	⇒	⇒

(12) 放課後等デイサービスあずき

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
人材育成の強化	調査・検討	実施	⇒
サービス基本方針の見直し	検討・作成	実施	⇒

(13) こども支援センターみどり

項 目	2021 年度	2022 年度	2023 年度
人材育成の強化	調査・検討	実施	⇒
サービス基本方針の見直し	検討・作成	実施	⇒

Ⅱ 単年度計画

【1】法人運営

1. 実施事業

(1) 指定管理事業

- ・岡崎市総合老人福祉センター
- ・岡崎市地域福祉センター（中央、北部、南部、西部、東部）
- ・岡崎市こども発達センターこども発達支援センター

(2) 受託事業

- ・介護予防事業
- ・短期集中型通所サービス（高年者、中央、南部、西部、東部）
- ・産前産後ホームヘルプサービス事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・地域包括支援センター（高年者、ふじ、中央、北部、南部、西部、東部）
- ・要介護認定調査事業
- ・地域活動支援センター（友愛の家）
- ・障がい支援区分認定調査

(3) 自主事業

- ・障害福祉サービス事業（希望の家、のぞみの家、そだちの家、にじの家、みのりの家）
- ・訪問介護事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・法人後見事業
- ・福祉人材育成事業
- ・住宅型有料老人ホーム（年金者住宅ゆとりの里）
- ・日中一時支援事業（にじの家、みのりの家、こども発達支援センター）
- ・相談支援事業
- ・児童発達支援事業（みどり、すだち）
- ・放課後等デイサービス（あずき、みどり、すだち）

2. 理事会・評議員会の開催予定

開催予定年月	予定議案、報告事項	
2021 年 6 月	理事会	2020 年度事業報告 2020 年度決算報告及び認定 定時評議員会の開催 評議員の推薦 （報告）理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
	評議員選 任委員会	評議員の選任
	評議員会	2020 年度事業報告 2020 年度決算報告及び認定 理事の選任

	理事会	理事長の選任
2021 年 11 月	理事会	(報告) 理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
2022 年 3 月	理事会	指定管理業務に関する年度協定の締結 2022 年度事業計画 2022 年度資金収支予算
	評議員会	(報告) 2022 年度事業計画 (報告) 2022 年度資金収支予算

3. 監事監査の実施予定

実施予定年月	監査内容
2021 年 5 月	2020 年度決算監査
2021 年 11 月	2021 年度中間監査

4. 研修計画

対象者	研修内容
管理職員	・人事評価研修（期初、評価前） ・メンタルヘルス・ハラスメント
中堅職員	・メンタルヘルスケア ・モチベーション・マネジメント ・感染症対策 ・チームワーク ・メンタルヘルス・ハラスメント ・指導・育成力強化研修（教え方）
新規採用職員	・新規採用職員研修Ⅰ（事業団概要、グループワークなど） ・Ⅱ（接遇マナー） ・Ⅲ（1年の振り返り） ・メンタルヘルスケア
その他	・クレーム対応力 ・送迎車両運転実技講習会

5. 地域における公益的な取組み

項目	内容
地域の要支援者に対する権利擁護支援	・法人後見事業
地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	・養護老人ホームで作った作物のこども食堂への提供 ・支援団体への地域福祉活動助成金の支給
既存事業の利用料などの減額・免除	・介護サービス利用料軽減（社福軽減）

地域の福祉ニーズなどを把握するためのサロン活動	・老福出張サロン ・出前出張測定
地域住民に対する福祉教育	・福祉人材育成事業による研修の実施 ・実習生・職場体験の受入れ
その他	・地域ふれあい夏祭り ・高年者センターまつり ・福祉の村夏祭り ・福祉の村クリスマス会 ・街頭監視活動の実施 ・福祉避難所協定の締結

6. 重点取組事項

(1) ホームページの全面リニューアル

利用者、ご家族、就職希望者を主なターゲットとし、事業団の魅力が十分に伝えられるホームページに刷新する。

項目	計画
新ホームページ公開	3月までに

(2) 業務効率化の推進

2020年度に切换え・導入した勤怠管理・労務管理・給与計算システムの運用方法を確立し、また既存のグループウェアシステムや請求システムの活用により、業務効率化を推進する。

項目	計画
【新規】勤怠管理・労務管理・給与計算システムの運用確立	3月までに
I C T（情報通信技術）化の推進	通年

(3) 福祉避難所開設に向けた取組み

大規模災害により要配慮者が避難を必要とする場合に、岡崎市と協定を結んだ避難施設として、受入れ体制を整え、有事の際に備える。

項目	計画
岡崎市と開設に向けた協議を実施	3月までに
福祉避難所開設にかかわる防災訓練の実施	年1回以上

【2】高齢サポート課

1. 高齢サポート課総務班

(1) 事業の概要

課内の庶務的な事務を行うとともに、各事業を統括する。

(2) 重点取組事項

ア. 次期指定管理業務の方向性決定

「岡崎市公共施設等総合管理計画」では、「高齢者センター岡崎、各地域福祉センターについては、将来的に岡崎市福祉事業団への譲渡を視野に入れて検討をしていく。」と書かれており、その検討時期については、築40年を迎える5年前と想定されており、高齢者センター岡崎が2021～2026年度、地域福祉センターが2027年度以降となっている。

今後の法人運営に非常に大きな影響があることから、事業団にとって不利益とならないよう、施設譲渡の条件整理や次期指定管理業務の内容について検討する。

項目	計画
【新規】課内検討会の開催	月1回以上

イ. 短期集中型通所サービスの運営方法の見直し

現在はデイサービスで運営（発足時にデイサービスの営業日のうち、週1日を当該サービスへ変更）しているが、従前の収支を維持できる稼働状況ではない。収支状況を改善するため、運営方法を検討し、見直しを実施する。

項目	計画
【新規】運営検討会の開催	月1回

ウ. ICT（情報通信技術）の活用支援

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入したほのぼのシステムの活用方法を各事業で検討できるよう、システムメーカーへ要望依頼などをして、支援する。

項目	計画
【新規】各事業の活用検討会への出席	年4回以上

エ. スキルアップ研修計画の更新

職員のより一層のスキルアップを図るため、2020年度に策定したスキルアップ研修計画の実施と検証をし、オンライン研修の活用方法や各事業の計画内容を見直し、計画を更新する。

項目	計画
【新規】研修計画の更新	3月までに

＜社会福祉事業＞

2. 老人福祉センター

(1) 事業の概要

市内に在住する 60 歳以上の方を対象に、教養講座や生涯学習講座、介護予防教室などを企画・運営し、地域の高齢者の健康の増進、教養の向上を図る。また、趣味の活動やレクリエーション、健康な体づくりを行う場として施設を提供するとともに、健康に関することなど、各種相談に応じる。

(2) 利用計画

延べ利用者数（人）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
高年者老人福祉センター	114,590	110,163	31,466	70,700
中央地域老人福祉センター	47,609	43,247	12,504	27,600
北部地域老人福祉センター	32,078	29,273	9,312	28,000
南部地域老人福祉センター	35,055	36,052	11,161	28,000
西部地域老人福祉センター	35,973	33,589	10,500	25,000
東部地域老人福祉センター	33,533	33,130	9,000	25,000
計	298,838	285,454	83,943	204,300

(3) 利用計画に対する取組み

最優先課題として、新型コロナウイルス感染防止対策におけるガイドラインなどを、状況の変化に合わせて更新していく。来館者数を維持・増加させるための取組みとして、新しい生活様式に沿った利用方法を推進した上で、これまで同様、季節ごとの行事をはじめ、園や学校との連携による多世代交流イベントを継続して実施する。また、より一層、介護予防の取組みや新たなイベントの実施、老人福祉センターの情報発信、地域ニーズの収集などを行い、地域住民に求められる施設の運営を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 地域福祉活動の推進

地域の活動や行事などへの参加を通じて、地域の課題の抽出、老人福祉センターの取組みの紹介、介護予防に関する提案などを行い、地域に必要とされるセンターを目指す。

老人福祉センターの利用者や地域住民との意見交換の場として運営懇談会を開催し、地域のニーズと丁寧に向き合い、地域に開かれた運営を目指す。

項目	計画
地域の行事への積極的な参加 (防災訓練・清掃など)	各館：年 2 回以上
【新規】地域への介護予防に関する提案	各館：年 2 回以上

運営懇談会の開催	各館：年2回以上
高齢者の活動の場づくりの推進 ・施設ロビーの開放・活用 ・施設での岡崎ごまんどく体操の実施	各館：随時
多世代交流イベントの開催	各館：年1回以上
【新規】畑の収穫物の提供を通しての地域交流の推進	北部：随時

イ．来館者の満足度向上を目指した運営

来館者へのサービスの質の向上を念頭に置き、高齢者の通いの場にふさわしい接遇が行えるよう、オンライン研修を受講するとともに、OJT（現任訓練）を実施し、職員の接遇技術の向上を目指す。

また、来館者の満足度向上とこれまで利用したことのない利用者の獲得を目指し、新たなイベントを企画し、実施する。

項目	計画
接遇技術の向上のためのOJT（現任訓練）の実施	各館：年2回以上
新たなイベントの企画・実施	各館：年1回以上

ウ．SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用した広報の拡大

利用者や地域に、より早く幅広い手段で周知するため、従来の回覧による紙面中心の方法を見直し、目的とルールを明確にした上で、SNSの活用などを検討し、実施する。

項目	計画
【新規】広報検討会の開催	各館：年6回

エ．老人福祉センターの在り方についての岡崎市への提案

高齢者のライフスタイルは多様化しており、地域がセンターに求める福祉ニーズも変化している。地域福祉の総合拠点として、住民に必要とされる施設を目指すとともに、将来的にもその存在意義を高め、在り方や必要性を岡崎市へ提案できるよう、当課総務班の重点取組事項「次期指定管理業務の方向性決定」との整合性を取りながら、検討する。

項目	計画
【新規】老福在り方検討会の開催	各館：年6回以上
先進地視察の実施	全館：年1回

3. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）

（1）事業の概要

日常生活を営む上で介護を要する方や、積極的に介護予防に取り組む必要のある方を、専用の送迎車両で自宅から送迎し、入浴・排泄・食事の介助や機能訓練などの支援を行い、高齢者が住み慣れた環境で、より自立した生活を継続できるようサポートする。

（2）利用計画

通所介護稼働率（％）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
高年者デイサービスほほえみ	81.2	76.9	75.0	83.0
中央デイサービスほほえみ	73.5	79.6	78.9	80.3
北部デイサービスほほえみ	81.3	80.1	83.1	88.0
南部デイサービスほほえみ	74.2	81.5	77.0	82.0
西部デイサービスほほえみ	73.4	74.1	71.6	81.2
東部デイサービスほほえみ	83.8	88.6	87.2	91.0
平均	77.9	80.1	78.8	84.3

短期集中型通所サービス（ぼじていぶ）稼働率（％）

サービス区分（※）	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
高年者デイサービスほほえみ	—	19.3	35.0	57.0
中央デイサービスほほえみ	—	29.7	40.5	57.0
南部デイサービスほほえみ	—	21.3	25.0	55.0
西部デイサービスほほえみ	—	17.3	48.5	55.0
東部デイサービスほほえみ	—	17.0	46.0	55.0
平均	—	20.9	39.0	55.8

※一体的な事業として、「デイサービスほほえみ」のサービス区分に含める。

（3）利用計画に対する取組み

月2回以上の居宅介護支援事業所への営業活動時に利用者のADL（日常生活動作）の状況を具体的に分かりやすく伝えるとともに、専門職の指導による機能訓練の取組みを積極的にアピールしていく。また、ニーズに合わせた個別対応を行う体制があることも伝えていく。利用者だけでなく家族も含めて、変則的な利用や送迎の時間など、細かなニーズを把握し、柔軟で、きめ細かな個別対応を行うことで、満足度の向上につながる取組みを行う。更に、定期的に発行しているデイサービス通信の見直しを図り、介護支援専門員との連携を深め、新規契約者の獲得につなげる。

(4) 重点取組事項

ア. 自立支援を軸とするプログラムへの見直し

機能訓練や入浴、レクリエーションなどにおいて、より一層、利用者一人一人のニーズに合わせたサービスを提供するため、自立支援を軸としたプログラムの見直しを行い、デイサービスでの1日の過ごし方を利用者自身が決定することで、個々の目標達成を目指す。

項目	計画
機能訓練の充実・拡大に向けた専門職との検討会の開催	各館：年4回以上
【新規】プログラムの見直し	各館：3月までに

イ. 介護者支援サービスの新設

要介護者とその家族が安心して住み慣れた場所での生活が続けられるよう、介護負担の軽減や介護力のサポートとして、ニーズの高い「洗濯、理美容、夕食弁当」などの新たな介護者支援サービスを実施するための検討を行う。実施可能なものから随時開始することで、利用者満足度の向上と新規登録者の獲得を図る。

項目	計画
【新規】介護者支援サービス検討会の開催	各館：月1回
【新規】新たな介護者支援サービスの実施	各館：随時

ウ. 介護ロボット（移乗支援）の導入

重度な要介護者の利用拡大のため、また、利用者及び介護職員双方の身体的な負担軽減を図り、介護職員の腰痛を予防するため、更に、安全かつスムーズな移乗介助を行うため、移乗支援用の介護ロボットを導入する。

項目	計画
【新規】介護ロボット導入検討会の開催	各館：月1回
【新規】介護ロボットの試行	各館：随時

エ. 短期集中型通所サービスの収益の安定化

短期集中型通所サービス（ぼじていぶ）の利用者を確保し、収益の安定化を図るため、利用者ニーズを把握する。また、組織の強みを活かし、老人福祉センター及び地域包括支援センターと協働して地域の通いの場へスムーズにつなげることにより利用後のフォローを確立し、信頼を得られるようにする。また、ぼじていぶの情報を地域へ発信する。

項目	計画
利用者ニーズの把握・情報共有	各館：月1回
地域の通いの場の把握・情報共有	各館：月1回
法人内での情報共有	各館：月1回
ぼじていぶ情報の地域への発信	各館：年2回以上

オ．ＩＣＴ（情報通信技術）の活用

より一層の業務効率化を図るため、2019 年度に導入したほのぼのシステムを再確認し、ツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないように、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
【新規】システムの再確認・試行	各館：9月までに
【新規】システム活用検討会の開催	各館：年4回以上
【新規】新たな機能の活用	各館：随時

4. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）

（1）事業の概要

認知症の方を対象として、日常生活を営む上で支障となる状態を改善するため、日帰りで入浴、排せつ、食事の介助や機能訓練などの支援を行い、住み慣れた環境で、より安定した生活を継続できるようサポートする。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
高年者デイサービスほのぼの	46.6	46.1	45.0	55.0
中央デイサービスほのぼの	39.0	58.7	47.7	50.4
北部デイサービスほのぼの	65.8	62.6	56.0	60.0
平均	50.5	55.8	49.6	55.1

（3）利用計画に対する取組み

利用者が心穏やかに過ごし、かつ適度な運動によりADL（日常生活動作）を維持できるよう取り組む。利用者と家族の双方が安定した精神状態を維持することで、可能な限り在宅介護が継続できるようサポートし、稼働率の維持・向上につなげる。

毎月の居宅介護支援事業所への訪問を欠かさず実施し、利用者の心身の状況変化について情報提供するとともに、他のサービス利用時の状況についての情報を収集する。サービスの個別化に取り組むことで、利用者のみならず、介護者・家族の満足度を上げる。更に、定期的に発行しているデイサービス通信の見直しを図り、介護支援専門員との連携を深め、新規契約者の獲得につなげる。

（4）重点取組事項

ア．若年性認知症に特化したプログラムの構築

認知症対応型通所介護事業所の役割として、今後増加すると思われる若年性認知症の方を適切に受け入れられるよう、現状及びニーズなどの把握を行い、若年性認知症に特化したプログラムを構築する。このため、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の履修を推進し、専門性の高い職員の育成を図る。

項目	計画
【新規】プログラム検討会の開催	各館：月1回
【新規】プログラムの構築	各館：3月までに
認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の履修率向上	各館：1名ずつ履修

イ. 認知症の理解を目的とした地域連携の強化

認知症の方が地域社会において尊厳を保持しつつ、他の人と共生ができるように、ご本人や家族が、主体的に地域とかかわっていただけるための環境づくりとして、認知症の理解を目的としたやさしい地域づくりに向けた地域連携の強化を行う。また、介護者同士が情報や意見交換、介護者の心情の共有を目的として集う場を提供する。

項目	計画
地域交流の実施（老人福祉センター、地域包括支援センターとともに）＊認知症サポーター養成教室、認知症カフェなど	各館：年1回以上
家族参加型イベントの開催	各館：年2回以上
家族懇談会（意見交換会）の開催	各館：年1回以上

ウ. 介護ロボット（コミュニケーション支援）の導入

認知症状の進行を少しでも遅らせるため、コミュニケーション不足の解消や癒し効果のあるコミュニケーション支援用の介護ロボットを導入する。

項目	計画
【新規】介護ロボット導入検討会の開催	各館：月1回
【新規】介護ロボットの試行	各館：随時

エ. ICT（情報通信技術）の活用

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入したほのぼのシステムを再確認し、ツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないように、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
【新規】システムの再確認・試行	各館：9月までに
【新規】システム活用検討会の開催	各館：年4回以上
【新規】新たな機能の活用	各館：随時

5. ヘルパーステーション岡福

(訪問介護(高齢者)、居宅介護・重度訪問介護(障がい児・者)、産前産後ホームヘルプサービス)

(1) 事業の概要

(訪問介護(高齢者)、居宅介護・重度訪問介護(障がい児・者))

介護を必要としている方の自宅を訪問し、入浴、排泄、食事介助などの身体介護や、調理、洗濯、掃除などの家事援助、生活に関する相談や助言の支援をする。

(産前産後ホームヘルプサービス)

出産前や出産後間もない時期に、体調がすぐれず、援助を必要としながらも、日中家族からの支援が受けられない方の自宅を訪問し、家事や育児、相談や助言の支援をする。

(2) 利用計画

延べ訪問時間数(時間)

サービス種別	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
訪問介護(高齢者)	9,130	8,953	8,281	8,160
居宅介護・重度訪問介護 (障がい児・者)	3,329	3,004	2,838	3,036
産前産後ホームヘルプ サービス	936	513	309	300
計	13,396	12,471	11,429	11,496

※小数点以下の記載を省略しているため、1時間ずれる場合がある。

(3) 利用計画に対する取組み

高齢者の訪問介護には、サービス提供時間帯の集中、障がい者のサービスには連続性、という傾向がある。また、早朝や夕方などのニーズはあるが、対応できるヘルパーを確保しづらい状況を改善するため、登録ヘルパーを増員する。

利用者一人一人の利用状況の報告書を作成し、居宅介護支援事業所を訪問し、介護支援専門員などとの信頼関係を築くことで、新規利用者を獲得し、訪問時間数の増加につなげる。

(4) 重点取組事項

ア. 人材育成の強化

より質の高いサービスの提供のため、正規職員が中心となり、登録ヘルパーに対して職場内研修を実施し、専門的知識や技術の向上を図る。また、事故防止や業務の専門性向上に向けた職場外研修へ参加することで新たな知識の習得に努め、柔軟な思考で様々な角度から物事を判断する能力を身に付ける。

項目	計画
法人内登録ヘルパー研修（介護技術向上）の開催	年12回以上
外部研修（介護技術向上）への参加	年3回以上

イ．新たな加算の算定

新たな収益を確保するため、2021年度の介護報酬改定において新設される加算の情報を収集し、算定に向けた検討を行うとともに、未算定の加算についても同時に検討し、算定に向けた資質の向上及び労働環境と処遇の改善を行う。

項目	計画
【新規】加算算定検討会の開催	月1回以上
【新規】新たな加算の算定	随時

ウ．ICT（情報通信技術）の活用

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入したほのぼのシステムを再確認し、ツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないように、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
【新規】システムの再確認・試行	9月までに
【新規】システム活用検討会の開催	年4回以上
【新規】新たな機能の活用	随時

エ．保険外訪問サービスの提供

介護保険などの公的サービスでは対応しきれない部分をカバーし、きめ細やかな介護支援を行うことで、利用者満足度の向上を図るため、保険外訪問サービスを提供する。

項目	計画
保険外訪問サービスの提供	随時

6. 養護老人ホーム

(1) 事業の概要

65 歳以上で環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難と判断された方について、岡崎市が措置により入所を決定する。入所された方の自立及び社会復帰を目指し、個々の事情に寄り添いながら生活の援助を行う。

(2) 利用計画

在籍者数各月計（人）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
養護老人ホーム入所	728	679	647	672

延べ利用日数（日）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
養護老人ホーム短期保護	791	948	630	972

(3) 利用計画に対する取組み

措置事業である入所と岡崎市独自事業の短期保護は、営業活動ができるものではないため、指定管理年度協定における基準人数を基に岡崎市と協議する。

(4) 重点取組事項

ア. 感染予防対策（新型コロナウイルス）の取組み

施設内において、クラスターの発生を防止するため、感染予防対策である「新しい生活様式」の実践を最優先する。また、感染や感染疑いが発生した場合は、嘱託医、保健所及び市所管課などの指示に従い、適切に対応するとともに、2020 年度に設置された簡易陰圧室を活用する。更に、他の施設において発生したクラスターへの対応や国、県及び市から発出される各種通知を参考に、感染予防対策マニュアル及び感染対応マニュアルを必要に応じて見直しする。

項目	計画
感染予防対策マニュアル及び感染対応マニュアルの見直し	適時

イ. 社会復帰に向けた支援の実施

要介護認定などの有無にかかわらず、自立への意欲を高められるよう、『受動的活動(施設が決めた定例的なスケジュール)』から、入所者自身が考えて行動に移す『自発的活動』への移行を図る。自分で考え、自分で行動し、成果を得ることによる達成感により、次の意欲の掘り起しにつなげ、入所者が自立した生活に向けて退所を希望された場合は、その実現に向けた支援を行う。

項目	計画
入所者ニーズの把握（面談の実施）	月 1 回
自発的活動（各種ボランティア活動など） の実現	年 4 回以上
地域活動への参加（地域の美化活動・こども食堂への協力など）	年 3 回以上

ウ．短期保護事業における新たな加算の算定

2019年度から継続的に岡崎市と協議を重ねている新たな加算を算定するため、更に具体的な提示ができるよう検討し、具体案を作成し、協議する。

項目	計画
新たな加算の検討及び具体案の作成	7 月までに
岡崎市と協議	8 月までに

<公益事業>

7. 居宅介護支援事業所

(1) 事業の概要

介護を必要とされる方が、自宅で必要なサービスを適切に利用できるよう、本人の心身の状態や生活環境、本人や家族のニーズに基づき、ケアプランを作成する。主治医やサービス提供事業所、その他関係機関がスムーズに協働できるよう、連絡・調整を行う。

(2) 利用計画

ケアプラン作成件数（件）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	1,734	1,933	1,992	1,992
中央居宅介護支援事業所	1,556	1,583	1,604	1,584
北部居宅介護支援事業所	1,436	1,396	1,524	1,584
南部居宅介護支援事業所	1,547	1,604	1,608	1,584
西部居宅介護支援事業所	1,417	1,497	1,488	1,500
東部居宅介護支援事業所	1,688	1,599	1,656	1,992
計	9,378	9,612	9,872	10,236

予防ケアプラン受託件数（件）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	166	273	258	120
中央居宅介護支援事業所	355	411	293	96
北部居宅介護支援事業所	342	314	267	96
南部居宅介護支援事業所	272	289	146	96
西部居宅介護支援事業所	373	381	264	96
東部居宅介護支援事業所	199	273	224	120
計	1,707	1,941	1,452	624

※予防ケアプランは地域包括支援センターが主に作成し、居宅介護支援事業所では、地域包括支援センターでは担当できない要介護者のケアプランを主に担当している。

(3) 利用計画に対する取組み

質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整え、客観的な指標である特定事業所加算の算定要件を満たすことで事業所としての信頼を得る。ケアプランの作成件数は、需要と介護保険制度で示される担当件数とのバランスを見ながら、依頼を受ける担当者間や事業所間での偏りがないうよう連携し、適正かつ経常収支の黒字拡大につながる件数管理を行う。

(4) 重点取組事項

ア. 自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実施

自立支援・重度化防止の推進の観点から、利用者の尊厳の保持及び自立支援に資する質の高いケアマネジメントを実施するため、全ての介護支援専門員が制度改正のポイントを押さえ、地域包括ケアシステムにおけるコミュニティケア会議に参加する。

項目	計画
【新規】改正後の介護保険制度勉強会の開催	各館：年1回以上（7月まで）
【新規】コミュニティケア会議への参加	各館：年2回以上

イ. 複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化

複合化・複雑化する支援ニーズに対し、質の高い支援を行うため、多機関との協力・連携を行うことで、地域にある社会資源を把握するとともに、より多くの事例を共有することにより、支援力を強化する。

項目	計画
事例検討会の開催	各館： 他法人 年1回以上 自事業所 年1回以上

ウ. ICT（情報通信技術）の活用

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入したほのぼのシステムを再確認し、ツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないよう、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
【新規】システムの再確認・試行	各館：9月までに
システム活用検討会の開催	各館：年4回以上
【新規】新たな機能の活用	各館：随時

8. 地域包括支援センター

(1) 事業の概要

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するため、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施する。

(2) 利用計画

相談件数（件）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
高年者地域包括支援センター	10,416	8,841	11,000	11,000
ふじ地域包括支援センター	7,486	9,164	9,430	9,430
中央地域包括支援センター	9,330	9,567	9,820	10,020
北部地域包括支援センター	10,463	11,759	10,570	11,000
南部地域包括支援センター	7,804	11,361	13,412	13,620
西部地域包括支援センター	12,641	13,298	12,060	13,000
東部地域包括支援センター	13,858	12,098	14,926	15,000
計	71,998	76,088	81,218	83,070

(3) 利用計画に対する取組み

地域包括支援センターに求められている「地域の特性を活かした地域包括支援ネットワークの構築」を進めるため、目標を具体化して、計画的に実行する。個々の職員が自身のキャリアに合わせた役割を担い、計画に対する実施の過程を可視化しながら実行することにより、地域の自立と地域の諸問題の解決を支援する。

(4) 重点取組事項

ア. 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みの推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者の自立支援、重度化防止、医療との連携を図るとともに、認知症高齢者を支えられる地域づくりなど、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みを推進する。

項目	計画
【新規】自立支援に向けた担い手づくりに関する話合い	高年者：年2回以上
認知症サポーター養成講座の開催	ふじ、南部：年2回以上
認知症高齢者声かけ訓練の実施	中央：年1回以上
認知症カフェの開催	中央：年6回以上 東部：年2回以上

防災キャンプ、公園活用方法の検討	北部：年４回以上
コミュニティケア会議の開催	南部：年２回以上 東部：年２回以上
【新規】矢作東学区の地域課題の把握・共有・ネットワーク構築	西部：７月までに
介護予防に向けた地域との啓発活動（ウォーキングイベントの実施）	西部：年３回以上
短期集中型通所サービスの周知	東部：年12回以上

イ．地域ケア会議などの充実

「地域共生社会」の構築に向け、地域住民に身近な小学校区などの圏域で、住民や地域の多様な主体が参画し、主体的に地域における課題を把握し、解決するための体制づくりを支援する。

項目	計画
地域ケア会議の開催（中央：梅園学区、西部：矢作東学区、東部：竜谷学区）	中央、東部：年２回以上 西部：随時
協議体の立上げ支援（高年者：美合学区、ふじ：小豆坂学区、中央：町内連合、北部：奥殿学区、南部：六ツ美北部学区、東部：藤川学区）	２月までに
細川学区協議会の開催	北部：年６回以上
六西福祉を考える会への参加	南部：月１回
地域課題の抽出・キーパーソンとの関係性の構築	西部：６月までに
地域住民への情報発信	東部：年12回以上

ウ．複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化

8050問題やダブルケア、生活困窮、ひきこもりなど、世帯単位で複合化・複雑化した課題が増加する傾向にある。「地域共生社会」の構築に向け、既存の縦割り支援では補いきれない課題を多機関が連携して解決できるよう、より多くの事例に接することにより、支援力を強化する。

項目	計画
事例検討会の開催	各館：年４回以上

エ．人材育成の強化

様々な専門職や異なる経験年数の職員全員が、一つのチームとしてそれぞれの役割を果たし機能できるよう、実践的な知識と経験を身に付ける。

項目	計画
【新規】課題目標を明らかにしたOJTの実施	各館：２月までに

9. 要介護認定調査事業

(1) 事業の概要

保険者（市町村）からの委託を受け、本人や家族から心身の状態の聞き取りを行い、「どの程度の介護を受けているか」、「どのくらいの介護が必要か」について調査する。

(2) 利用計画

調査件数（件）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
要介護認定調査事業	854	920	722	948

(3) 利用計画に対する取組み

収入を維持するため、岡崎市からの委託内容に沿い、市内の依頼を全て受託する。また、他市町村からの委託については、業務を調整の上、最大限の件数を受託する。

(4) 重点取組事項

ア. 収支バランスのとれた事業運営

認定調査件数の需要を踏まえ、受託件数の決め方を岡崎市と協議し、収支バランスのとれた安定した事業を展開する。

項目	計画
受託件数の決め方について岡崎市と協議	8月までに

10. 法人後見事業

(1) 事業の概要

事業団が成年後見人、保佐人又は補助人となり、親族などが個人で成年後見人などに就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方（成年被後見人）の保護・支援を行う。本人に代わって預貯金の管理や、福祉サービスの利用に係る契約行為をする。また、本人が不利益な契約をした際に、取消しの手続きを行うなど、成年被後見人の権利保護の支援を行う。

(2) 利用計画

契約者数延人数各月計（人）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
法人後見事業	96	112	120	120

(3) 利用計画に対する取組み

社会福祉法人の地域貢献の一環として、必要な事業と位置付け、裁判所や岡崎市成年後見センター、地域包括支援センターとの連携を進めていく。収支状況を勘案し、今後当面の間は、積極的な新規受任は見合わせる。新規依頼者には、他機関の紹介などで対応する。

(4) 重点取組事項

ア. 安定した支援体制の構築

支援を担う職員が支援方針を1人で抱え込むことのないよう、法人内外の専門職を交えたケース検討や情報共有を定期的に行い、本事業の質を担保する支援体制を構築する。また、複数の職員がかかわることで、事業団が受託している案件を共有する体制を、同時に構築する。

項目	計画
顧問弁護士との共有・相談	年4回以上
業務運用委員会（外部の専門家とのケース検討）の開催	年1回以上

11. 福祉人材育成事業

(1) 事業の概要

地域貢献の推進とともに、福祉事業に携わる人材の育成や家族介護者のスキルアップを目的とした研修などを実施する。更に、この研修の受講者を雇用やボランティア活動につなげていく。

(2) 利用計画

受講者数（人）

研修名称	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
介護職員初任者研修	8	6	—	—
岡崎市介護基礎研修	—	—	0	30

※2020 年度の岡崎市介護基礎研修は、新型コロナウイルス感染予防対策のため中止となった。

(3) 利用計画に対する取組み

介護予防・日常生活支援総合事業で地域住民主体サービスの人材育成が急務となっている。そのため、段階的に人材育成をしていく岡崎市独自の研修を受託する。2020 年度は岡崎市介護基礎研修を受託したが、2021 年度は生活支援型訪問サービスに従事できる内容へ変更した研修を受託し、開催する。

岡崎市と連携し、より多くの方に周知できるよう、募集チラシ、市政だより、ホームページなどを活用する。

(4) 重点取組事項

ア. 開催研修の見直し

人材確保、人材育成を目的として 2016 年度に介護職員初任者研修を開始した。受講者の増加を目指し、広報活動の強化やキャッシュバック制度の導入などを実施したが、受講者は4年間減少し続けたため、2019 年度で一時休止をした。

2020 年度から岡崎市からの受託事業を実施しているが、補助金事業であり、継続性が不明なため、事業目的を達成できる他の研修の開催を検討する。

項目	計画
【新規】研修検討会の開催	月 1 回（9 月まで）
【新規】2022 年度開催研修の決定	10 月までに

イ. 地域での勉強会などの実施

老人福祉センターや地域包括支援センターなどと協働し、介護や介護予防の勉強会を実施する。この勉強会をきっかけに、事業団や介護などに興味をもってもらい、ボランティア活動や雇用につなげていく。

項目	計画
【新規】勉強会などの開催	年 1 回以上

12. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）

（１）事業の概要

60 歳以上の方を入居対象とし、食事の提供や 24 時間体制の安否確認のほか、必要に応じた生活援助や緊急時の対応、季節ごとの行事やレクリエーションを提供する。また、介護が必要になった場合は、介護支援専門員につなぎ、訪問介護や通所介護などの外部サービスを利用し、入居生活を安心して継続できるよう支援する。

（２）利用計画

入居室数各月計（室） ※全月満室=420

入居区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 （見込）	2021 年度 計画
入居金償却方式（旧契約）	348	314	297	264
家賃方式（新契約）	66	98	123	156
合計	414	412	420	420

（３）利用計画に対する取組み

新規入居者及び待機者を確保するため、インターネットを活用した広報活動により、広域的な PR を実施する。また、スムーズに入退去を進めることで稼働率の確保に努める。更に、地域包括支援センター、老人福祉センター、老人クラブなどへパンフレットの配付及び説明を行うことで、自立した高齢者にも「ゆとりの里」の存在を知ってもらい、安定的な入居者の確保に努める。

（４）重点取組事項

ア．オプションサービスの見直し

急な体調不良による受診や、介護保険では対応できない支援が必要となった時、即座に対応できるように、また、入居者の満足度を高めるため、見直しを行う。

項目	計画
【新規】オプションサービス検討会の開催	月 1 回以上（9 月まで）

イ．施設修繕計画の策定

健全で快適な施設を長期間維持するため、施設修繕計画を検討・策定する。このため、外部の専門家に調査を委託する。また、入居者が感じる問題点や不安要素にもできる限り対応する。

項目	計画
【新規】外部の専門家による調査実施	10 月までに
【新規】施設修繕計画検討会の開催	年 4 回以上
【新規】施設修繕計画の策定	3 月までに

ウ．広報活動の充実

視覚的な広報活動の充実のため、ホームページを定期的に更新し、「ゆとりの里」をアピールする。このため、入居者の日頃の活動や部屋の空き情報などの情報発信方法の検討をする。

項目	計画
【新規】情報発信方法検討会の開催	年6回

エ．身体機能の維持及び健康面の支援の継続

定期体操は、岡崎ごまんぞく体操の要素を取り入れ、理学療法士による評価や指導のもと、週1回を継続する。自宅での反復運動を行うことで筋力が向上し、ADL（日常生活動作）のレベルを維持し、現状の生活を続けていくことができるという意識を高める。健康診断の実施のほか、必要に応じて看護師に健康面の相談ができる体制を継続して確保し、入居者の身体の変化の早期発見に努める。

項目	計画
岡崎ごまんぞく体操の実施	週1回
健康診断の実施	年2回
看護師相談の実施	随時

【3】障がいサポート課

1. 障がいサポート課総務班

(1) 事業の概要

課内の庶務的な事務を行うとともに、各事業を統括する。

(2) 重点取組事項

ア. 課内長期修繕計画の作成

5施設（希望の家、そだちの家、のぞみの家、にじの家、みのりの家）が譲渡を受け、岡崎市が実施していた修繕などを今後は事業団が行うことになるため、より計画性の高い運営が求められる。今までも3か年単位での計画を立てて修繕を行ってきたが、専門家の意見も踏まえ、各施設と協力し、大きな機械の入れ替えや施設の整備、建替えなども視野に入れた計画を作成する。

項目	計画
【新規】計画作成のための必要事項を抽出、表のひな型を作成	3月末までに
【新規】改修時期などの調査	随時

イ. 保守契約業務などの整理と調整

5施設（希望の家、そだちの家、のぞみの家、にじの家、みのりの家）が譲渡を受け、岡崎市のルールに沿って行ってきた保守契約業務などの見直しが必要となる。各施設と協力し、過度になっている部分の有無や、内容の見直しを図り、適切な業務内容かつ必要な金額の見直しを図る。

項目	計画
【新規】業務内容の調査	3月末までに
【新規】契約内容（長期契約など）の検討	随時

ウ. IT（情報技術）・ICT（情報通信技術）化の検討調整

各施設で行っている請求業務や各種記録などの業務の簡素化を目的に、IT・ICT化の導入について検討する。業務負担の軽減のみならず、費用対効果や実用性を踏まえて検討し、必要と判断される場合は、2023年度からの導入を目標に調整を進める。

項目	計画
【新規】検討会の実施	年4回以上

エ. 新規事業・加算についての計画作成

2021年度に行われる報酬改定を受けて、収入につながる事業の見極めを行うとともに、社会情勢などを鑑み、事業展開を検討し計画を作成する。

項目	計画
【新規】検討会の実施	年4回以上

<社会福祉事業>

2. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）

（1）事業の概要

（就労移行支援）

就労を希望する 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動や職場体験などの機会を提供して、必要な知識の習得や能力向上のための訓練、就労に関する相談や支援、就労後の職場定着のためのサポートを行う。

（就労定着支援）

就労移行支援などを利用して通常の事業所に雇用された方の就労の継続を図るため、企業や障がい福祉サービス事業所、医療機関などと連携をとり、雇用により生じる問題に関する相談、指導及び助言を行う。

（就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
就労移行支援	73.4	72.8	70.0	86.7
就労継続支援B型	101.4	110.7	104.0	105.0

就労定着支援件数（件）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
就労定着支援	—	0	24	24

※主たる事業に付随する事業として就労移行支援のサービス区分に含める。

（3）利用計画に対する取組み

（就労移行支援）

2020 年度は 4 名（1 名離職）が就職することができた。報酬単価を引き上げていくためには、毎年定員の 50％（3 名）の就職定着者を目標としないといけない。また、就職者を出すことで新たな施設利用者の獲得が必要になる。特別支援学校卒業生だけでなく、在宅、知的障がい以外の障がい者の利用募集を引き続き行う。

（就労定着支援）

2019 年度 1 名、2020 年度 3 名の就職者を対象に、家庭や事業所の様子を伺いながら進めていく。年間 2 名の定着支援を目標としていく。

（就労継続支援B型）

市内の事業所の中でも、工賃の高い事業所として利用者を募集できるように現在の工賃を維持

していく。

作業場や搬入出についても、効率的で身体への負担が軽減できるよう工夫する。請負業者へも事業内容をより理解してもらえるよう相談・交渉を行う。

(4) 重点取組事項

ア. サービス内容の充実（就労移行支援）

社会性を養うプログラムと請負作業、施設外就労・実習をより充実させ、利用者の個々のニーズに合わせた就職を支援する。また、訓練を行いながら工賃も還元できるようにすることで新規利用者の獲得を目指す。

項目	計画
施設外就労・実習	年3か所以上
【新規】月平均工賃（実習中を除く）	10,000円以上

イ. 作業環境の整備と送迎サービスの充実（就労継続支援B型）

就労継続支援B型では、作業場及び搬入出について、効率的かつ利用者及び職員の身体への負担軽減につながる取組を行う。また、高齢化や家庭の都合で送迎が必要な方や新規利用者のための送迎サービスを他施設と協力して行う。

項目	計画
【新規】作業環境の整備（搬入出含む）	8月末までに
送迎サービス新規対象者	2人以上増

ウ. 利用者のニーズに合わせた定員変更などの検討及び実施。

市内の障がい福祉サービスの動向と利用対象者のニーズ、業務内容を精査し、定員数の変更を検討、実施する。

項目	計画
【新規】事業内容、定員変更などの検討・実施	3月末までに

エ. 送迎の見直し

家族の高齢化に伴い、送迎の必要性が高まっている。新規利用者の獲得のため、ニーズの把握を行い、効果的な送迎を実施する。

項目	計画
送迎に関する利用の有無、拠点場所などについてのアンケートの実施	8月末までに
増車の検討及びルートの見直し	3月末までに

3. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）

（1）事業の概要

（就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の主に知的障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

（生活介護）

18 歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援や創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

（2）利用計画

稼働率（%）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
就労継続支援B型	110.9	111.2	111.0	112.0
生活介護	102.4	101.3	90.0	90.0

（3）利用計画に対する取組み

地域における障がい者（知的・身体・精神・難病）が個人のニーズによって、柔軟に利用できる施設を目指す。また、利用頻度が少なくても、通所する施設が必要な方が利用したいと思える施設を目指し、短時間利用を希望する利用者についても積極的に受入れる。

（4）重点取組事項

ア. 作業内容の充実（請負作業、施設外就労、自主製品）（就労継続支援B型）

障がい種別や個人のスキルに合わせた作業内容を提供できるようにする。請負作業では、1 社だけに偏らずに複数の会社との取引を行い、作業内容の種類を維持する。施設外就労対象者は工賃が高くなることをアピールし、新規利用者及び対象者の増員ができるよう努める。自主製品は、新商品を販売し、市内での販路を拡大し一般市民への認知度を高める。

項目	計画
施設外就労対象者平均月額工賃（月 10 日 施設外＋月 10 日施設内）	25,000 円以上
【新規】自主製品（新商品・販路拡大）	12 月末までに

イ. 事業所の方向性を定め、支援内容を充実させる（生活介護）

生産活動（請負作業など）を充実させ、作業をする生活介護として、将来就労継続支援B型への変更を希望される利用者を中心に募集する。健康・体力の維持・向上を強化するために、歩行や室内ケア（体操）を行い、医療・リハビリスタッフのかかわりを増やし、支援内容の充実を図る。

項目	計画
月平均工賃額	2,000 円以上
就労継続支援 B 型への実習	2 名以上
【新規】医療・リハビリスタッフのかかわりを充実	週 1 回以上

ウ. 利用者のニーズに合わせた定員変更などの検討

市内の障がい福祉サービスの動向と利用対象者のニーズ、業務内容を精査する。特に、生活介護は活動室が十分な広さではないため、適正な定員数となるように検討する。

項目	計画
【新規】事業内容、定員変更などの検討	3 月末までに

エ. 送迎の見直し

家族の高齢化、新規利用者の獲得のため送迎の必要性は高まっている。ニーズの把握を行い、効果的な送迎を実施する。

項目	計画
送迎に関する利用の有無、拠点場所などについてのアンケートの実施	8 月末までに
増車の検討及びルートの見直し	3 月末までに

4. そだちの家（生活介護）

（1）事業の概要

18歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援、創作活動、生産活動、身体機能の向上などを通して、日常生活を充実するためのサービスを提供する。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度 計画
生活介護	88.3	82.5	83.5	88.0

（3）利用計画に対する取組み

新規利用者を獲得するため、特別支援学校へ訪問し、パンフレットなどを配布するとともに、事業者説明会、学校行事などに積極的に参加することで施設のアピールを行う。また、他の事業所と併用又は在宅のため、週の利用回数が少ない利用者に対し、相談支援事業所と連携し調整することで利用日の増加を図る。

（4）重点取組事項

ア．リハビリの実施

利用者が健康な状態で継続的に通所ができるようリハビリを実施する。

項目	計画
リハビリによる身体機能の維持・向上	月1回以上

イ．送迎サービスの見直し

家族の高齢化、新規利用者の獲得のため送迎の必要性は高まっている。ニーズの把握を行い、効果的な送迎を実施する。

項目	計画
送迎に関する利用の有無、拠点場所などについてのアンケートの実施	8月末までに
増車の検討及びルートの見直し	3月末までに

ウ．事故防止の取組み

他害や自傷による利用者の怪我及び職員の労働災害の未然防止と、発生した際の再発防止のための検討会議を開催する。

項目	計画
事故防止検討会議の開催	月1回以上

エ．訪問福祉理容の活用

地域の理容店に行くことが困難な利用者の衛生面の向上と家族の負担軽減のため、希望者に対し、施設内で訪問福祉理容を実施する。

項目	計画
【新規】訪問福祉理容の実施	3 か月に 1 回

5. にじの家（生活介護、日中一時支援）

（１）事業の概要

（生活介護）

18歳以上の主に身体と知的に障がいのある方に、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活の支援、創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

（日中一時支援）

小学生以上の主に身体障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
生活介護	87.5	86.1	93.0	96.0
日中一時支援	34.8	40.9	50.0	50.0

（３）利用計画に対する取組み

多くの利用者が安心して利用できる環境づくりを行う。また、重度障がいのある方や医療的ケアの必要な方のみならず、身体と知的に障がいのある方を幅広く受け入れていることを理解していただくため、利用検討者や地域住民への説明の場を設ける。

（４）重点取組事項

ア．安心して利用できる環境づくり

重度障がいのある方や医療的ケアの必要な方が、安心してサービス利用できるように、障がいサポート課看護職員などが情報交換できる場を設ける。また、計画的な修繕や物品の購入を実施し、利用者が安心して通所できる環境を整える。

項目	計画
障がいサポート課看護師会議の実施	年6回以上
計画的な修繕の実施	3月末までに

イ．リハビリの充実

利用者が健康な状態を維持しながら通所を継続できるように、愛知県三河青い鳥医療療育センターと連携し、巡回相談による指導の下、個別リハビリの充実を図る。

項目	計画
愛知県三河青い鳥医療療育センター巡回相談の実施	年3回以上
個別リハビリの実施	月1回以上

ウ．施設理解を深める機会を設置

利用者の家族に対する理解を深める会を開催するとともに、利用を検討している方や地域の方に対し、施設理解を深める機会を設ける。

項目	計画
保護者への施設理解を深める会の開催	年1回以上
利用検討者・地域住民への施設理解を深める会の開催	年1回以上

6. みのかの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）

（1）事業の概要

（短期入所・自立生活訓練）

一時的に家族による世話が受けられない障がいのある方に、短期間の宿泊ができる場を提供し、入浴、排泄、食事などの援助をする。

（日中一時支援）

小学生以上の主に知的障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
短期入所	101.2	100.6	100.0	100.0
日中一時支援	115.4	105.5	80.0	80.0

（3）利用計画に対する取組み

（短期入所・自立生活訓練）

週末利用を中心に多くの申し込みがあるが、継続利用者だけではなく、より多くの利用者を受入れるために調整を行う。キャンセルが発生した場合は、速やかに他の利用者に連絡し、利用を促す。

（日中一時支援）

平日の他事業所終了後からの時間帯と、学校や他事業所などが休みの日に利用希望が集中している。しかし、感染症予防対策として、密を避けるため、土曜日、日曜日の利用者数を2名に調整しているので、80%の利用計画となる。相談支援事業所などと連携し、新規利用者を増やすことにより、短期入所の利用にもつなげていく。

（4）重点取組事項

ア. 社会参加活動の強化

地域で生活ができるためのスキルを身に付けたり、地域住民と交流することで、社会参加活動の強化を図る。

項目	計画
調理のための食材の買い出しや、買い物時の支払い経験の充実	週1回以上
社会参加を目的とした地域の施設・設備などの利用機会の拡大	年3回以上

イ．障がいサポート課内の連携強化

障がいサポート課内の利用者が多数を占めるため、課内で支援内容を共有し、それぞれの施設における支援を円滑に行えるようにする。

項目	計画
課内の他施設での利用者状況の把握と、相互の情報共有	年6回以上

ウ．新規利用者獲得手法の整理

強度行動障がいの方の理解を深めるため外部研修へ参加し、利用対象者の範囲拡大を図る。また、相談支援事業所などと連携を図り、利用者理解を高め、信頼されるサービス提供により、新規利用者獲得に努める。

項目	計画
【新規】相談支援事業所への連絡調整	年6回以上
【新規】強度行動障がいなどに関する研修への参加	年2回以上

7. 友愛の家（地域活動支援センター）

（1）事業の概要

障がいのある方を対象に、教養や健康の維持向上のための各種講座、創作的活動や生産活動の機会、地域交流の場を提供する。

（2）利用計画

延べ利用者数（人）

利用者区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 （見込）	2021 年度 計画
来館者	79,965	76,135	59,720	76,000
講座利用者	9,820	10,204	5,350	9,600

（3）利用計画に対する取組み

2020 年度開催の講座の出席率及びC S調査の内容を確認し、短期・単発講座で参加者が多く人氣があった講座については定期講座として開催が可能かを検証する。また、市政だよりやホームページなどでPRを行い、新規利用者の獲得を目指す。

（4）重点取組事項

ア．新規登録者を獲得するための取組み

岡崎市内の障がい者、支援者で地域活動支援センターとしての活動を知らない方々を中心に、パンフレットの配付やPRを積極的に行い、新規登録者を増やす。

項目	計画
【新規】特別支援学校、相談支援事業所にパンフレットの配付、PRの実施	年 10 回以上
【新規】障がい者、支援者の新規登録	障がい者 年 120 人以上 支援者 年 90 人以上

イ．魅力あるイベントの開催

障がい者、支援者、地域の方々が一緒に楽しめるイベントを開催し、日常的に利用していただけるように友愛の家を知ってもらう機会とする。

項目	計画
新規イベントの実施 （地域参加型、子ども向け、他団体協力）	年 3 回以上 （各 1 回以上）

8. 福祉の村相談支援事業所

(1) 事業の概要

障がいのある方や家族・関係者からの地域での生活・福祉に関する相談を行う。また、2021年度からはわかば相談支援事業所を廃止し、福祉の村相談支援事業所に統合する。障がい福祉サービスや障がい児通所サービスなどの利用のための情報提供や利用計画の作成、サービス支給決定後の継続支援・連絡調整などを行う。

(2) 利用計画

計画書作成件数（件）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
相談支援	2,680	2,878	3,000	3,840

(3) 利用計画に対する取組み

障がい者(児)の自立した生活を支えるためにサービス提供事業者と総合的な援助方針を立てるため、利用計画(計画相談支援・障がい相談支援)の作成を行う。また、利用計画を適切かどうか評価、見直しのために継続支援を行う。

作成件数は1か月当たり、障がい者130件(利用計画30件、継続支援100件)、障がい児190件(利用計画70件、継続支援120件)を目標とし、切れ目のない相談支援体制の強化を図る。

(4) 重点取組事項

ア. 関係機関との連携強化

ご本人を中心に、保育・教育・サービス提供事業者及び行政機関とネットワークを構築し、同じ方向性・統一性をもって円滑な支援ができるようにする。また、障がいのある方のニーズを把握するため、当事者団体の方と意見交換を積極的に行う。

障がい者の高齢化や多問題家庭の支援など、他分野の行政窓口や相談窓口との連携の必要性が高まってきているため、岡崎市に新設されるふくし相談課と連携し、適切な窓口につながる相談支援体制の構築に協力できるよう事業所内の体制強化を図る。

項目	計画
当事者団体との意見交換	9月末までに
【新規】こども発達センターと地域の保育・教育機関のネットワーク構築を目的とした打合せ	月1回以上
【新規】ふくし相談課と地域のネットワーク構築を目的とした打合せ	9月末までに

9. こども発達支援センター

(児童発達支援センター、岡崎市療育的支援事業、日中一時支援、保育所等訪問支援)

(1) 事業の概要

(児童発達支援センター(親子通所、単独通所、保育後療育))

未就学の心身の発達に心配のある子、又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行う。

(岡崎市療育的支援事業)

就園前で発達に心配のある実施年度における満3歳になる子(2歳児)と保護者などに対し、小集団において発達の遅れや発達の特性への気づきや理解を支援し、迅速に適切な支援機関に結びつける。

(日中一時支援)

単独通所を利用している児童の保護者のうち、両親ともに平日常勤で勤務している方が仕事と療育利用の両立をしやすくするために、療育開始前後の時間帯に児童の預かり、見守りを行う。

(保育所等訪問)

保育所や幼稚園などに在籍している障がいのある児童が、集団生活の中で安心して過ごせるように、保護者や訪問先の担当職員に専門的な助言や支援を行う。

(2) 利用計画

児童発達支援センター稼働率(%)

サービス区分	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度 計画
児童発達支援	平日 104.0	平日 104.9	平日 100.0	平日 105.0
	土曜 26.0	土曜 30.3	土曜 22.0	土曜 30.0
	全体 91.2	全体 92.1	全体 89.0	全体 92.0

岡崎市療育的支援事業(人)

サービス区分	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度 計画
児童発達支援(※)	—	—	276	650

※2021年度から実施会場が増える(1か所→2か所)。

日中一時支援稼働率(%)

サービス区分	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度 計画
児童発達支援(※)	—	38.2	61.0	61.0

※主たる事業に付随する事業として児童発達支援センターのサービス区分に含める。

保育所等訪問件数(件)

サービス区分	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度 計画
保育所等訪問	142	151	140	180

(3) 利用計画に対する取組み

(児童発達支援センター)

親子通所の児童は、低年齢のため家庭から集団に入ることでの環境の変化、季節の変わり目などで体調を崩しやすく当日のキャンセルも多い。利用日数を決める際は、キャンセル者数を見込んでの利用予定を立て、稼働率の維持を目指す。また、3歳児親子通所も柔軟に受入れをする。2022年度4月の親子通所の契約者数を確保するため、2021年度後期（1月～3月）からの親子通所の見学者を多く受入れる。利用までの期間、月1回程度の療育体験に参加することで療育に対する期待を高め、不安の軽減を図る。

保育後療育については、医療センターからの紹介及び就園後の園生活への不安などから、療育の継続を希望するニーズが年々高まっている。受入れ枠の拡大と少人数の支援を強化する。

(岡崎市療育支援事業)

児童と保護者のかかわりが増える遊びを取り入れながら、保護者が相談しやすい雰囲気づくりに努める。また、児童への接し方の所見が発見できるよう支援内容の定期的な確認を行う。事業運営に当たり、こども発達相談センター、保健部健康増進課等関係機関との連携を強化する。

(日中一時支援)

対象児童及び保護者が安心して利用できる環境を整える。

(保育所等訪問)

センターから地域の園へ移行又は支援級などに入学した児童の移行児訪問をできる限り早期に実施し、必要な児童については保育所等訪問支援の利用を促す。センターまで足を運ぶことが難しい保護者に対しては、電話や書面、訪問などで報告をする。

(4) 重点取組事項

ア．市内公立保育園と職員交換研修を行うに当たって協議、検討

親子通所児童が年々増加している中で、保育園やこども園、幼稚園へ移行していく児童も同時に増加している。市職員と職員がともに発達障がい児の理解、知識及び技術などを高め合うことを目的に協議、検討を行う。

項目	計画
【新規】市立保育園と職員交換研修についての協議、検討	12月末までに

イ．職員の資質向上

職員の知識、技術の向上を目的として障がい児通所支援事業所の見学や体験を実施し、各事業内容の理解と支援方法を学び、自施設の療育に活かす。

項目	計画
障がい児支援事業所（みどり・すだち）の見学及び体験の実施	10月末までに3人以上 (新規採用職員対象)

ウ．職員育成（O J T：現任訓練）

新規採用職員が、障がい福祉や児童発達支援センターの仕事を理解し、業務の中で必要とする連携や共通理解を習得できるよう、ベテラン職員による指導及び振り返りなどを実施する。また、指導者に対しても、教える側のスキルを上げるための学びの場となるようにする。

項目	計画
指導者に対する人材育成の役割や方法などの確認	4月末までに対象職員に指導
新規採用職員の月目標設定と、指導者とのフィードバック	毎月末に実施（9月まで）

エ．職員育成（視察・研修など）

家族のニーズが高まり、施設へは専門性の高いサービス提供が求められている。専門性の高い職員、施設を導くことができる職員を増やすため、長期研修計画を作成する。

項目	計画
効果的な研修などの整理	8月末までに
長期研修計画の作成	3月末までに

10. こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）

（１）事業の概要

（児童発達支援）

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外体験などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
児童発達支援	—	—	90.0	95.0
放課後等デイサービス	—	—	100.0	110.0

（３）利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢に応じたサービス提供ができるようにする。

（児童発達支援）

1歳児の親子通所支援の曜日を水曜日から土曜日にすることで、母親以外の参加をしやすくし、稼働率増加につなげる。

（放課後等デイサービス）

キャンセル者数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

（４）重点取組事項

ア．利用者の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、利用者のライフステージに応じた切れ目のない支援を実現することを目的に、法人内のサービス提供事業所で児童の体験利用を実施する。

項目	計画
こども発達支援センターの体験利用	児童発達支援（1歳児の親子通所）：年2回以上
生活介護・就労支援事業所の体験利用	放課後等デイサービス：年5回以上

イ．職員の資質向上

職員の知識・技術の向上を目的として、障がい児通所支援事業の見学や体験を実施し、各事業内容の理解と支援方法を学び、施設の支援に活かす。

項目	計画
こども発達支援センターの見学及び体験の実施	10 月までに 1 回以上 (主に新規採用職員対象)
他事業所などの見学及び体験（法人外事業所）	2 月までに 1 回以上(主に新規採用職員対象)

ウ．並行通園児の受け入れ拡大（児童発達支援）

並行通園を必要とする児童が増加している中、受け入れ枠を増やし、ニーズに対応していく。並行通園の稼働日「月、火、木、金」を「月から金まで」に変更し、1 歳児の親子通所の稼働日「水」を「土」に変更することにより、並行通園の稼働日を 1 日増やし、利用ニーズに応える。

項目	計画
【新規】稼働曜日の増加	4 月から実施

エ．業務水準の見直し

法人内の放課後等デイサービスにおいて、統一する内容と独自性を出す内容を明確にするため、業務水準を定め、同一事業間での業務及び意識の統一を図る。

項目	計画
【新規】あずき、みどりとの内容調整	8 月まで月 1 回以上
【新規】水準を作成、職員間での周知	3 月末までに

<公益事業>

11. こども発達センター等管理事業

(1) 事業の概要

こども発達センターの総合受付業務として、利用案内、センター全体の支援・調整・託児室の運営、有料施設（体育館棟）の運営管理などを行う。

(2) 利用計画

延べ利用者数（人）

利用者区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
託児室利用者	1,721	1,581	1,720	1,750
有料施設利用者	—	27,554	24,650	27,600

(3) 利用計画に対する取組み

託児室の利用については、年度の後半に利用者が増加し、予約が定員を超えてしまうことがある。利用希望者の要望を把握し、より多くの方が利用できるように調整をする。

有料施設については、放課後等デイサービスなど福祉事業所に利用してもらえるように周知する。

(4) 重点取組事項

ア. 有料施設の利用促進

有料施設の利用を促進するため、福祉事業所などを中心に広報活動を行い周知に努める。

項目	計画
【新規】放課後等デイサービスなど福祉事業所にPR活動を実施	年3回以上
【新規】有料施設利用の新規登録の増加	新規登録者年15件以上

12. 放課後等デイサービスあずき

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外体験などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率 (%)

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
放課後等デイサービス	114.8	104.4	100.0	110.0

(3) 利用計画に対する取組み

利用児の個々の特性に合わせたかかわりを実施し、個別の目標をスモールステップで設定し、発達の成長につながる支援に努める。また、保護者や担当の相談支援専門員への報告を徹底し、情報を共有することで信頼される事業所となるように努める。

(4) 重点取組事項

ア. 業務水準の見直し

法人内の放課後等デイサービスにおいて、統一する内容と独自性を出す内容を明確にするため、業務水準を定め、同一事業間での業務及び意識の統一を図る。

項目	計画
【新規】あずき、みどりとの内容調整	8月まで月1回以上
【新規】水準を作成、職員間での周知	3月末までに

イ. 個々のニーズに合わせたリハビリの実施

利用児の発達段階に合わせ、専門職員による個別リハビリを行う。

項目	計画
個別リハビリの実施	月1回以上

ウ. 外出による社会参加の実施

課外プログラム、行事計画を作成し、利用児が外出先での体験を将来のために生かす訓練として、社会的な活動を行う。恒常化を防ぐため、常に外出先を開拓し、様々な経験を積む機会を提供する。

項目	計画
公共交通機関（電車・バス）での社会体験の実施	年2回以上（高学年対象）
新たな外出先の開拓	5か所以上

13. こども支援センターみどり（児童発達支援、放課後等デイサービス）

（１）事業の概要

（児童発達支援）

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外体験などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込)	2021 年度 計画
児童発達支援	—	103.1	100.0	100.0
放課後等デイサービス	—	91.0	100.0	110.0

（３）利用計画に対する取組み

利用児の個々の特性に合わせたかかわりを実施し、個別の目標をスモールステップで設定し、発達の成長につながる支援に努める。また、保護者や担当の相談支援専門員への報告を常に心がけ、情報を共有することで信頼される事業所となるように努める。

（４）重点取組事項

ア．業務水準の見直し

法人内の放課後等デイサービスにおいて、統一する内容と独自性を出す内容を明確にするため、業務水準を定め、同一事業間での業務及び意識の統一を図る。

項目	計画
【新規】あずき、みどりとの内容調整	8月まで月1回以上
【新規】水準を作成、職員間での周知	3月末までに

イ．保護者へのフィードバック

保護者へ事業所で行った体験を将来の活動に生かすために、1日の療育内容をお迎え時に報告する。

項目	計画
療育内容の報告	毎日

ウ．外出による社会参加の実施

課外プログラム、行事計画を作成し、利用児が外出先での体験を将来のために生かす目的を持った訓練として、社会的な活動を行う。

項目	計画
課外プログラムの作成	毎月 1 回
行事計画の作成	毎年 1 回

